

令和 2 年 5 月 29 日現在

機関番号：14401  
研究種目：若手研究(A)  
研究期間：2016～2019  
課題番号：16H05948  
研究課題名（和文）著作権法におけるパロディの現代的許容論

研究課題名（英文）Parody Defense in Copyright Law

研究代表者

青木 大也 (Aoki, Hiroya)

大阪大学・法学研究科・准教授

研究者番号：80507799

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 5,520,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、パロディ目的での著作物の利用について、著作権法上どのように扱われるべきか、という問題について取り組んだものである。欧州でのパロディだけを目的とした権利制限と、アメリカでのパロディ以外にも含む広い権利制限がある中で、日本の著作権法においてどのような権利制限を設けるべきか、その趣旨や方法について検討し、抽象的ではあるが、いくつかの立法論上のオプションを提示することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果としては、学術的には、従来のパロディをめぐる著作権法の議論に対して、近時の欧米での議論を中心に新たな知見を追加できたことが挙げられる。また社会的には、数年前に立法過程において頓挫したパロディ目的の利用に関する権利制限規定について、今後新たに検討する際の指針となり得る提案を提供できたことが挙げられる。

研究成果の概要（英文）：This study examines the goal and scope of parody defense in Copyright Law. There is no such a defense in Japanese law, but it has already been introduced in many countries' copyright law.

This study shows the correspondence of the goal and the form of parody defenses, which cause the variations of them (from European limited exception for parody to US broad exception not just for parody).

Finally, this study suggests some legislative options for parody defense in Japanese law, from the perspective of why and how to protect parody in copyright law.

研究分野：知的財産法（新領域法学）

キーワード：知的財産法 著作権法 パロディ

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

#### (1) 我が国の状況

著作権法上、パロディ目的での著作物の利用をどのように取り扱うか、という問題については、古くから議論の続いている状況にあった。この問題に対して、我が国は2013年(平成25年)3月に公表された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会パロディワーキングチーム報告書(以下、単に「報告書」と呼ぶ。)を以て、一旦の態度決定、すなわち、現在のところ、著作権法において、パロディ目的での著作物の利用に関し、特別な規定を用意する必要はないとの結論を得たところである。

すなわち、我が国で条文上定義が検討されるべきパロディの考え方として、「第1に、最も狭義のものとしては、批判・風刺等の目的によるものをパロディとする考え方」、「第2に、……批判・風刺等の目的によるとはいえなくても、ユーモア・笑い・滑稽等の追求を目的としたものも含めてパロディとする考え方」、「第3に、批判・風刺等の目的ではなく、原作品への愛着・敬意の表現を目的としてそれを模倣ないし補完的な著作を行うものや、新たな創作を目的として原作品の一部を単に中立的に利用したにすぎない作品など、二次創作を広くパロディに含める考え方」があるとして、3つの類型が提示されたが、このうち、第3の考え方については、二次創作一般の許容との関係で課題があるとされ、第1、第2の考え方については、その定義による副次的な事実上の悪影響への懸念があるものとされ、「少なくとも現時点では、立法による課題の解決よりも、既存の権利制限規定の拡張解釈ないし類推適用や、著作権者による明示の許諾がなくても著作物の利用の実態からみて一定の合理的な範囲で黙示の許諾を広く認めるなど、現行著作権法による解釈ないし運用により、より弾力的で柔軟な対応を図る方策を促進することが求められているものと評価することができる」とされたものである(前掲「報告書」27-29頁)。

もっとも、その後の数年間の間に、欧米では以下の通り大きな動きがあったことから、現在では当時の検討にながしか追加できることがあるのではないかと考えに至った。

#### (2) 米国での状況

例えば米国では、Campbell 事件連邦最高裁判決(Campbell v. Acuff-Rose Music Inc., 510 U.S. 569 (1994))の示したある種の規範、すなわち、transformative useとしてfair useにおいて強く有利に解釈されるparodyとは、先行する原作品へコメント(批評)をすることが要点であるとの理解に則った運用がされてきたが、Carou v. Prince, 714 F.3d 694 (2nd Cir. 2013)の登場により、必ずしもコメント(批評)でないものであっても、fair useの対象として権利制限の恩恵を受け得るものとされ、議論を呼びつつあった。

#### (3) 欧州での状況

一方、欧州では2014年に、Deckmyn 事件欧州司法裁判所判決(Case C-201/13, Johan Deckmyn and Vrijheidsfonds VZW v. Helena Vandersteen and Others (2014))が登場した。これは、欧州各国の著作権法に関する指令である情報社会指令に掲げられたparodyに関する権利制限規定(情報社会指令5条(3)(k))に関し、その意義について具体的な解釈を示す判決であり、欧州各国に波及しつつある状況であった。その具体的な要件とは、「第一に、既存の作品との違いが分かるものであって、その作品を想起させるものであること、第二に、humour(ユーモア)やmockery(嘲り)の表現を構成するものであること」とされた。

#### (4) その他の国の状況

更に、我が国の立法時の議論と前後して、オーストラリア、カナダ、英国と、parody目的での利用に関する権利制限規定を自国の著作権法に導入する国が相次いだ。これらの国で議論されていた内容は、より特殊に、parody目的での利用が国家の伝統や経済に資するものとの認識が見受けられた。

#### (5) まとめ

我が国でもこういった事象はフォローされていたものの、上記の通り、我が国で議論された後の諸外国の状況に鑑みると、こういった視点をベースに改めて我が国で議論が生じた際の備えをする必要が生じているように思われた。幸い申請者は、その前段階までの状況について、青木大也「著作権法におけるパロディの取扱い」ジュリスト1449号(2013)55頁、及び青木大也「パロディの権利制限に関する一考察 近時の欧州司法裁判所判決を素材に」設楽隆一ほか編『現代知的財産法 実務と課題 飯村敏明先生退官記念論文集』(発明推進協会、2015)1163頁において、本研究の前段階となる知見を得ていたことから、本研究の遂行により上記問題に一定程度の貢献ができるのではないかと考え、取り組むこととした。

### 2. 研究の目的

上記の通り、欧米におけるいずれの点も、我が国の立法的議論より後に展開したものであり、仮に我が国が再びパロディ目的での著作物の利用をどのように取り扱うか検討をするようになった際に、これらの事情をフォローし、その趣旨について明らかにしておくことが有益であると考えた。

具体的には、本研究は、様々な趣旨・理由によってパロディに係る権利制限を導入し、あるいは

はその規定を解釈している欧米諸国の著作権法制度について調査・整理し、比較法的な検討を加えることで、我が国におけるパロディに係る(独自の)権利制限の趣旨やその著作権法への反映方法を明らかにすることを目的としたものである。

### 3. 研究の方法

#### (1) 主たる方法

本研究は、著作権法上パロディを許容する趣旨とその方法について、現実の状況も踏まえつつ、欧米諸国と対比しながら検討するものである。そのため、以下のような手順をとった。

#### 我が国における検討

まず我が国における検討として、著作権法をはじめとするパロディに係る議論を幅広く集めた。この中では、当然ながら研究者だけでなく、実務家の検討についても参照した。

#### 欧米法における検討

次いで、文献収集を中心に、諸外国における現状の調査・分析を行った。中心的な検討対象は、1で記載したとおり、米国の動きと欧州共同体における動きであるが、パロディ目的での著作物の利用に関する権利制限の趣旨という観点からは、特にカナダ法が興味深い。何故ならば、パロディ目的での著作物の利用に加えて、非営利の User-Generated Contents に限った権利制限規定が新たに導入されている点が注目されるためである。

#### 上記の知見の整理・検討

その上で、我が国における著作権法上のパロディ許容論について、諸外国におけるそれらの我が国への応用可能性等に注意しつつ、賛否や趣旨・方法を明示した立法論・解釈論を準備した。

#### 成果の公表

研究に際しては随時研究会等で我が国の専門家から批評を受けるようにし、最終的な報告を経て、研究成果を公表することとしていた。これについては、特に最終段階での、後掲の2019年著作権法学会での個別報告の機会、及びその前段階に係る同志社大学知的財産法研究会での報告の機会が活用された。また、著作権法学会の学会誌において、同発表の内容をリバイズしたものを公表する予定である。

#### (2) 関係者

本研究は単独研究であり、申請者一名によって行われた。もっとも、研究に際しては多くの研究者・実務家からの助言を受けた。例えば、Dr. Enrico Bonadio (Senior Lecturer, The City Law School, City, University of London) を招いての講演 "street art, graffiti and copyright" では、後述する Carou 判決後の状況を念頭に、文化が導く著作権の制限の有り様について議論を交わすことができた。また、フランス・トゥールーズ第一大学での意見交換も行った。

### 4. 研究成果

上記の研究から、主に以下の点について、知見を得た。これらについては、2020年5月の段階で、5. 主な発表論文等の一覧に掲げてある通り、学会・研究会での発表の形で、公表済みである。そこでの議論を踏まえ、著作権法学会の学会誌である著作権研究での成果公表を予定している。

#### (1) 米国法において

すでに触れたように、Campbell 事件連邦最高裁判決によって、原作品へのコメントが parody を保護すべき趣旨となり得ることが明らかにされていたが、「報告書」でもフォローされていた *Blanch v. Koons*, 467 F.3d 244 (2nd Cir. 2006) により、必ずしも原作品をコメントの対象にしていなくても、fair use による防御を認めるものとされた。もっとも、いずれも何かを批評の対象とすることが求められると解され、それが故に保護に値すると考えられていた。

しかし前掲 Carou 判決により、批評を内容としないアプロプリエーションアートについても、transformative use に該当するとして、fair use が認められた。同判決に対しては著作権者の許諾を必要とする derivative work との区別がつかなくなるとして批判もあるものの、これによって、批評としての parody はあくまで transformative use との評価を受け得る一類型であることが改めて意識されたように思われ、同時に実態としてのパロディの保護という観点からは、その外延は批評としての parody に閉じるものではないと評価できるように考えられた。実際にも、例えば Christophe Geiger, *Freedom of Artistic Creativity and Copyright Law: A Compatible Combination*, 8 UC Irvine L. Rev. 413, 433 (2018) 以下では、後述する欧州法下における parody に対して、Carou 判決の認めたものについて、"non-parodic" であると評価しており、他国においても米国が興味深い一歩を踏み出した判決と理解されているようである。当該判決に倣い、批評としての側面のない事例について fair use の適用を認めている下級審裁判例として、*Andy Warhol Found. for the Visual Arts, Inc. v. Goldsmith*, 382 F. Supp.

## (2) 欧州法において

欧州においては、先に言及した Deckmyn 事件欧州連合司法裁判所判決によって、parody の定義自体は明らかにされた。同判決はその後ドイツ (BGH, 28.07.2016 - I ZR 9/15 GRUR 2016, 1157) やフランス (Cour d'appel de Paris, Pôle 5 - chambre 1, 17 décembre 2019, n° 17/09695) でフォローされ、(ブレグジット後はさておき) 英国での運用にも影響を与えることが示唆されていた (Lionel Bently et al., INTELLECTUAL PROPERTY LAW (OUP 5th ed. 2018), 249-252)。しかし、その運用をめぐる、議論が活発化している状況であった。本研究課題との関係で重要視されるのは、第 2 要件である parody が humour 等を含む必要があるという点である。というのも、humour がないと判断された場合に (この判断自体、裁判所の判断に馴染むのかという問題はあがる) 情報社会指令は各国の著作権法に導入可能な権利制限規定について限定列挙主義を採用しているため、他の権利制限規定によって保護されない限りは、違法なものになってしまうためである。すなわち、parody 目的での著作物の利用は、humour 等を含むが故に、他の (違法な) 二次的な利用と比較して、特別に権利制限の恩恵に浴することが許されるという位置づけが見受けられたのである。

もっとも、同判決のそのような理解は限定的にすぎるとして、parody 目的での著作物の利用について様々な批判あるいは善解を招いていた。例えば、humour 等のあるものとする意図があればよいとする立場 (Elenora Rosati, COPYRIGHT AND THE COURT OF JUSTICE OF THE EUROPEAN UNION (OUP 2019), 131-132, Amy Lai, THE RIGHT TO PARODY - COMPARATIVE ANALYSIS OF COPYRIGHT AND FREE SPEECH (CUP 2019), 148-149) や、humour 等として要求されるレベルを非常に緩やかなものと捉える立場 (Sabine Jacques, THE PARODY EXCEPTION IN COPYRIGHT LAW (OUP 2019) 37) 等である。いずれも同判決の趣旨からすると採用しにくいように解されるが、こういった主張が出てくること自体、出来上がったものが humour 等を含む場合のみを特別扱いすることに対する懸念が滲んでいるように推察された。

## (3) その他 - 特にカナダ法について

英国等、最近権利制限規定を導入した国のうち、カナダでは、parody 目的での著作物の利用に関する権利制限規定と同時に、いわゆる非営利の User-Generated Contents に限った権利制限規定が新たに導入されている。残念ながらその明確な趣旨は把握できていなかったが、欧州法において保護できない parody 外の場合についても、一定範囲で保護の対象としていることが伺える。

## (4) まとめ

上記(1)-(3)までの議論、及び我が国著作権法に関する議論をまとめると、仮に我が国で再度パロディ目的の著作物の利用を考えるにあたっては、立法の趣旨ないし目的と方法について、以下のようなオプションを提示することができるように考えられる。

すなわち、まず立法の趣旨ないし目的については、米国法を参照するとすれば、例えば Campbell 事件連邦最高裁判決で言われた科学と芸術の発展のためであれ、表現の自由を担保するためであれ、広い趣旨・目的での権利制限規定として位置づけた上で、parody はその一例に留まるという整理になろう。そして方法としてはオープンな fair use が採用されている。この点、我が国のいわゆる柔軟な権利制限規定として導入された 30 条の 4 は、パロディ目的での著作物利用に対応できるのではないかと指摘がなされているが (例えば、高林龍『標準著作権法 (第 4 版)』(有斐閣、2019) 188 頁注 4 等)、見方を変えれば、広い趣旨・目的と位置づけられた 30 条の 4 をベースに、parody をその中に位置づけるという形で、類似の位置づけを見出すことができるかもしれない (ただし、30 条の 4 は表現された思想又は感情の享受を基準として採用している点で、パロディ目的での著作物の利用に適しているかは疑問があるかもしれない)。

一方、欧州法を参照するとすれば、パロディ目的であるがゆえの特殊性を導いた上で、その制限された趣旨・目的での権利制限規定として位置づけられることになろう。その方法もクローズなものとなろう。その特殊性としては、英国法の立法時に見られた経済的メリットに係る視点や、オーストラリア法の立法時に見られた伝統の保護の視点等にも、目配りをする必要があろう。

加えて、同じく条文自体は特定の利用を対象としたクローズなものであるが、それらを組み合わせることで、結果として parody 目的の著作物の利用だけでは不足する利用保護の趣旨を達成する方法もある。それを採用したのがカナダと位置づけられよう。ここでは、parody 目的での著作物の利用に加えて、UGC に係る権利制限規定も交えることで、一定範囲の parody ではない parody 的な利用を保護することが可能となっている。

仮に我が国において、パロディ目的であるがゆえの特殊性が十分に導けない一方で、権利制限の必要性が広く認められるならば、カナダのようなクローズの権利制限規定の組み合わせという手段が採用可能であるように思われる。

## (5) 今後の展望

今回の研究では、上記のようなオプションの提案に留まった。特に実態把握については必ずし

も十分な調査が行き届かなかったことから、引き続き、パロディ目的での著作物の利用の有り様について、実態の把握も含めフォローをしていくつもりである。

また、このような権利の制限をめぐる趣旨と方法の対応関係を調査することについては、産業財産権法の領域においても、改めて確認する必要があるように思われた。今回の知見を活かし、他の法領域にもいっても同様の整理をすることで、その趣旨に対応した方法の過不足を確認することができるかもしれないと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 青木大也	4. 巻 46
2. 論文標題 パロディ目的での著作物の利用に関する一考察 近時の欧米での議論を参考に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 著作権研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 青木大也
2. 発表標題 著作権法におけるパロディの取扱いについて
3. 学会等名 2019年度著作権法学会研究大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hiroya Aoki
2. 発表標題 Discussion of Copyright Protection for AI-created Works in Japan
3. 学会等名 Workshop on "Intellectual Property and Artificial Intelligence - Some aspects of Japanese Regulation" (Universite Toulouse 1 Capitole CDA)（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 青木大也
2. 発表標題 著作権法におけるパロディの取扱いは何故難しいのか
3. 学会等名 関西特許研究会訴訟実務部会・著作権研究班合同会合（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hiroya Aoki
2. 発表標題 Parody Defense in Copyright Law
3. 学会等名 2017台日中智慧財産法學研討會（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 愛知 靖之、前田 健、金子 敏哉、青木 大也	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 520 (206-217, 260-272)
3. 書名 知的財産法	

1. 著者名 Chaen Shigeki ed. (Hiroya Aoki)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 発明推進協会	5. 総ページ数 246 (151-162)
3. 書名 Intellectual Property Law in Japan	

1. 著者名 茶園成樹編（青木大也分担執筆）	4. 発行年 2016年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 293 (79-106)
3. 書名 著作権法（第2版）	

1. 著者名 茶園成樹編（青木大也分担執筆）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 294 (197-215)
3. 書名 知的財産法入門（第2版）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----